

川越市公契約条例 (案)

(目的)

第一条 この条例は、市が締結する請負契約に基づく業務及び市が指定管理者に行わせる公の施設の管理業務において、当該業務に従事する者の適正な労働条件等を確保し、もって労働者等の生活の安定を図り、地域経済及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 公契約等 市が締結する請負契約及び指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。）と締結する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。

二 受注者 市と公契約等を締結する者をいう。

三 下請負者 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、受注者その他の市以外の者から公契約等に係る業務の一部について請け負う者をいう。

四 受注関係者 次に掲げる者をいう。

イ 下請負者

ロ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下この条において「労働者派遣法」という。）の規定により受注者又は下請負者に労働者を派遣する者

五 労働者等 次に掲げる者をいう。

イ 受注者又は下請負者（同居の親族のみを使用する者を除く。）に雇用され、公契約等に係る業務に従事する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者（家事使用人を除く。）

ロ 労働者派遣法の規定により公契約等に係る業務に派遣される者
ハ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者との

請負の契約により公契約等に係る業務に従事する者

六 賃金等 公契約等に係る労務の対価で、次に掲げるものをいう。

イ 前号イ又はロに該当する者がその雇用する者から得る賃金

ロ 前号ハに該当する者が当該請負の契約により得る収入

(市の責務)

第三条 市は、この条例の目的を達成するため、公契約等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(受注者の責務)

第四条 受注者は、公契約等を締結した責任を自覚して、誠実に職務を遂行する責務を有し、その業務に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めなければならない。

(適用範囲)

第五条 この条例は、次に掲げる公契約等に適用する。

一 予定価格が五千万円以上の工事又は製造の請負契約

二 予定価格が五千万円以上の工事及び製造以外の請負契約のうち、市長が別に定めるもの

三 指定管理協定のうち、市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）が必要であると認めたもの

四 前三号に掲げるもののほか、適正な賃金等の水準を確保するため、市長が特に必要であると認めるもの

(労働者等の賃金等)

第六条 市長等は、公契約等において、受注者及び受注関係者が、労働者等（最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）第七条に規定する者を除く。）に対し、市長が定める額（以下「労務報酬下限額」という。）

以上の額の賃金等を支払わなければならないことを定めるものとする。

2 労務報酬下限額には、工事又は製造以外の請負契約における最低賃金

法第四条第三項各号に掲げる賃金は、算入しない。

3 賃金等が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている者の労務報酬下限額は、最低賃金法施行規則（昭和三十四年労働省令第十六号）第二条の規定を準用する。

（労務報酬下限額）

第七条 市長は、労務報酬下限額を定めるときは、次の各号に掲げる労働者等の区分に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案するものとする。

一 工事又は製造の請負契約に係る業務に従事する労働者等のうち、市長が第九条第一項に規定する川越市公契約審議会の意見を聴いた上で定める割合の人数の者 農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため、毎年度決定する公共工事設計労務単価

二 前号以外の労働者等 業務の種類及び内容に応じて、当該業務の標準的な賃金と認められる額（市長が別に定める期日までの間においては、生活保護水準（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第八条第一項に規定する厚生労働大臣の定める基準において市に適用される額）を下回らない額）

2 市長は、労務報酬下限額を定めようとするときは、第九条第一項に規定する川越市公契約審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、労務報酬下限額を定めるときは、これを告示する。

（公契約等の規定事項）

第八条 請負契約にあつては市長及び受注者が相互に対等平等な関係にあることを、指定管理協定にあつては市長等及び受注者が共同して公の施設の管理の責任を負うことを前提として、両者が協力、共同して第一条の目的を実現し、第三条及び第四条に規定するそれぞれの責務を果たすため、第六条第一項に規定するもののほか、公契約等において別表に規定する事項を定めるものとする。

（川越市公契約審議会）

第九条 市長の諮問に応じ、公契約等の適正な執行に必要な重要事項を調査審議するため、川越市公契約審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長等に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員五人以内で組織し、事業者、労働者及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。この場合において、臨時委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

6 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

7 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成二十五年四月一日以後に締結する公契約等について適用する。

別表（第八条関係）は紙面の都合上、

省略しております。

※市議会ホームページで閲覧できます。

発行 川越市議会

編集 川越市議会広報紙

編集委員会

電話 049-224-6067